

日 月 送 受		號 先 番		議 合 案		厚 生 省 號	
第	號 送	受	月 日	第	號 受	月 日	案起
							昭和二年四月七日
						受局付課	
						月 第 日	
						主查事務官	
						局長秘書課長	
						審査委員	
						大臣次官	
						政務次官	
						參與官	
						總務課長	
						會計課長	
						職業安定監察課規程之判決 御言裁	
						ノ	

國立公文書館

National Archives of Japan

National Archives of Japan

卷之三

厚生省訓
文三三九
七

職業安定局
職業安定局

白掌生都收一船

監察院規程を次のように定め。

年四月十八日

卷之三

285

職業安定局監察室規程

職業安定司監察小室を置く。

監察小室は公務職業安定所の監察小室

第二條 監察小室¹²公共職業學院、安定郡監察室

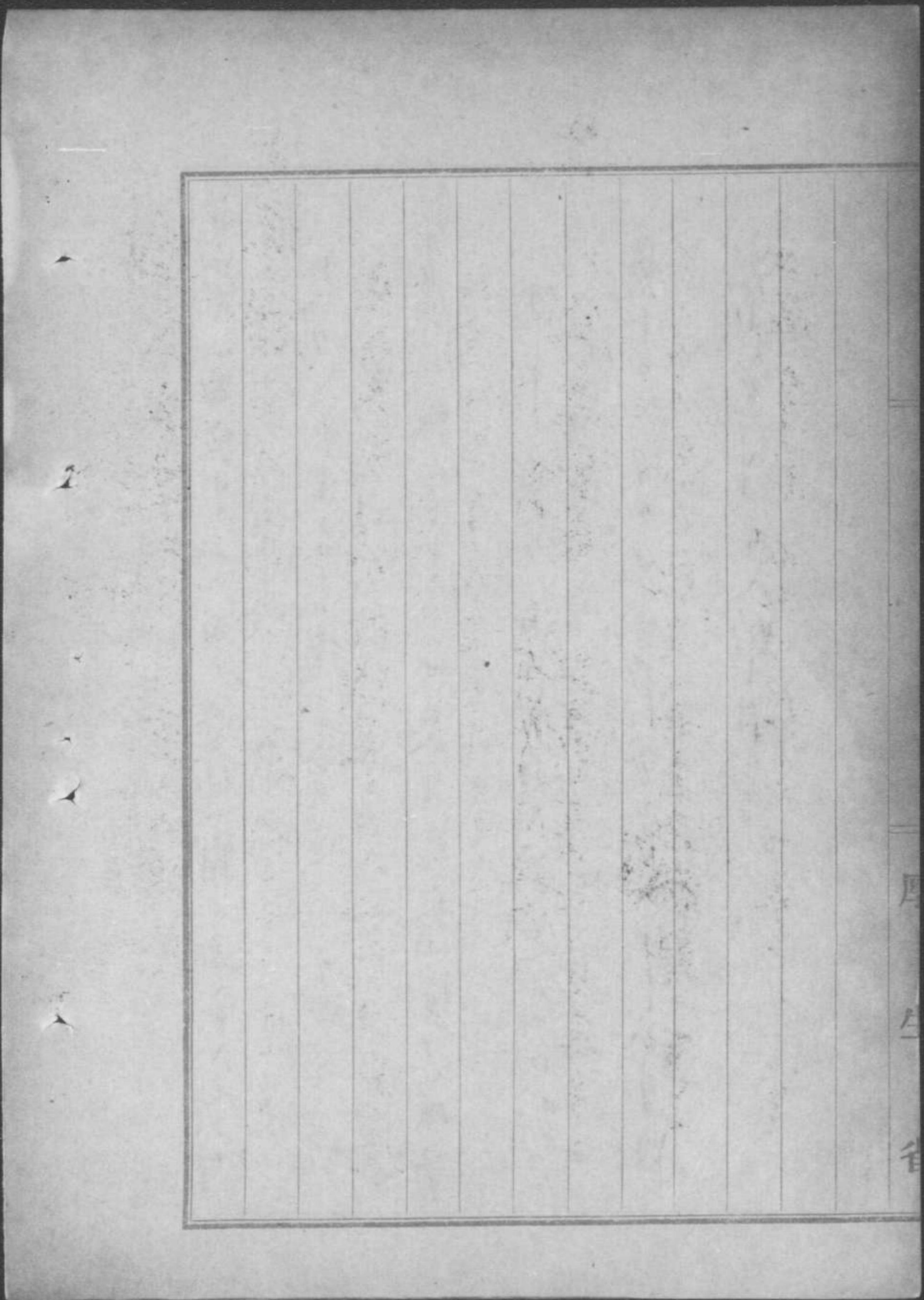
貞(以下監察員といふ。)を置き職業安

厚生技官の中から、厚生大臣がこれを命ずる。

第三條 監察小員は公共職業安定所の実地にて、その業務能力の執行状況を查察する旨とし、兼めて綱紀の張弛を検明するものとする。

第四條 監察室の事務は、職業安定局長が、これを管理する。

第五條 職業安定局長は監察室の庶務に従事させたり。職業安定局に勤務する三級の厚生事務官の中から監察室のを命ぜる。



職業安定局監査室規程

大保職業安定局に監査室を置く

監査室は監査室の監査

に内了了了次を當する

大保職業安定局に監査室(監査室)と

称す)を置き職業安定室の監査室と

二段九三級な又は技术の中より生産

裏面白紙

眞紙 洋紙 宇面眞紙乙

288

大臣之を命ずる

カニ候上京は公事隊某工之所
五つま朝氣りが次を
に御内宿の事とてかうと一通書て御内に
此地を在れすもウムア

カニ候並京をうるおは隊某工所うも

二を言手附ア

カニ候限某安立うもは坐家立上御へ忙

厚生省

裏面白紙

289

うせじぞうが
厚生省立るハ勘
三段のすみかなくゆより
命だす

算紙 洋紙 宇面算紙乙

公文 機業安定局監察員規程案

(昭和二二年二月)

訓令案

機業安定局監察員規程左の通り定める。

第一條 勤務局に監察員を置く。

第二條 監察員は、勤務局に勤務する二級事務官のうちより厚生大臣これを命ずる。

第三條 監察員は、機業安定局長に直属し公共機業安定所の實地につき、その業務の執行状況を査察することを本旨とし、兼ねて調査の権限を有する。

第四條 機業安定局長は監察員の事務を補佐せしむるため、機業安定局に勤務する三級の事務官のうちから監察員附を命ずる。

勅發第一一一號

昭和二十二年三月二十五日

勅 勞 局 長

大臣官房秘書課長 殿

職業安定

監察

設置

に關する訓令の件

公共職業安定所の實施につき、その業務の執行状況を査察することを本旨とする監察員を設けることとなりたるについて、別紙案の通り職業安定局に監察規程を設置するため、これが訓令方宣しく御取計ひ願ひたい。

追て本規程は四月八日より實施致したい。

職業安定局監察監視規程

第一條 職業安定司は監察監視規程

第三條

監察員は職業安定司に勤務する。

第三條

監察員は職業安定司に勤務する。

第二條

監察員は職業安定司に勤務する。

第二條 監察員は職業安定司に勤務する。

公共職業安定所の実地につき、次の業勢を

報行状況を查察し、並

て綱紀の張弛を検明するを本旨とする。

第四條 職業安定司長は、職業安定所の事務を

主事

補佐するものなり。職業小半是司長勤務者。

職業安定所には職業主任の下助役を置く。

主事

三級の厚生事務官の内、内閣監察室員を任命する。

厚生省訓令三九號

厚生部内一般

職業安定局監察室規程を次のように定める。

右訓令する。

昭和二十二年四月十八日

厚生大臣 河合 良成

職業安定局監察室規程

第一条 職業安定局に監察室を置く。

監察室は公共職業安定所の監察に関する事項を

掌する。

第二條 監察室に公共職業安定所監察員（以下監察員と云ふ。）を置き職業安定局に勤務する二級の厚生事務官又は厚生技官の中から、厚生大臣が、これを任命する。

第三條 監察員は公共職業安定所の實地につき、その業務の執行状況を查察することを本旨とし、兼ねて綱紀の張弛を検明するものとする。

第四條 監察室の事務は、職業安定局長が、これを掌理する。

第五條 職業安定局長は監察室の庶務に從事せしるため職業安定局に勤務する三級の厚生事務官の中から監察室付を命ずる。